

不動産の相続に お困りの方必見!!



不動産の買い手がなかなか見つからない方、
農林業の後継者がいない方、
遺言・遺産分割協議・相続放棄・名義変更なども
お気軽にお問い合わせください。

空き地や農地、山林などの
不動産相続についての
お悩みをお聞かせください。



FP・相続・不動産

(3密を避けるため、ご来店の事前連絡にご協力ください)

TEL.0737-22-3809
赤山事務所 有田川町 上中島775-1

この広報紙は、一部共同募金配分金を活用して発行しています。

謹んで新年のご挨拶を 申し上げます

新年あけましておめでとう
ございます。

旧年中は、本会の活動に深
いご理解とご協力を賜り、厚
くお礼申し上げます。

未だコロナ禍が収束しない
状況下において、社会や経済
活動の回復は容易でなく、社
会生活の変化は、これまでの
問題をより深刻化するととも
に、新たな福祉ニーズを発生
させることになりました。

当会では日々、感染防止に
配慮しつつ、これまでの方法
を変え、地域において「人と人
とのつながり」を取り持つ支
援や各種相談支援を行うと共
に、関係機関と連携し、地域課
題の解決に取り組んでまいり
ました。また休止していた事
業等も、出来ることから徐々
に再開しつつあります。

本年も、私たちを取り巻く
環境が変化を続ける中ではあ
りますが、当会の理念である



社会福祉法人
有田川町社会福祉協議会
会長 中山 正隆

「みんなが支え合い、
住み慣れた地域社会で
安心して暮らせる福祉のまち
づくり」を目指し、多様化する
福祉ニーズに柔軟に対応し、
各種事業の更なる充実と発展
に取り組んでまいりますの
で、皆さまのより一層のご支
援とご協力を賜りますようお
願い申し上げます。

最後になりましたが、皆さ
まにとりまして、健やかで幸
多き年となりますよう、心か
らご祈念申し上げます、新年のご
挨拶とさせていただきます。



クリーン有田川運動 参加のお願い

有田川堤防を重点に、その
周辺の草刈りやゴミ拾いなど
の清掃活動を行います。

私たちの「有田川」をいつまでもきれいな
まま、次の世代に伝えていきたいと思います。
家族・サークル・企業・お友達同士な
どなど、みんなで力をあわせ、「有田川」
をきれいにしましょう。皆さまのご協力
をお願いいたします。

■日時

令和5年(2023年)2月4日(土)
午後1時から午後3時まで

(雨天の場合は、2月5日(日)
午前9時から午前11時まで)

■場所

おもに吉備地域の有田川堤防付近他

☆新型コロナウイルス感染症の状況により急ぎよ
中止する場合があります。ご了承ください。

☆草刈機を使用される方は、ボランティア
活動保険に加入しますので
1月27日(金)までに
左記へご連絡下さい。



「お問合せ」有田川町社会福祉協議会
地域福祉課 ☎ 0737-223-8800

お知らせ

2月2日(木) 公証人相談を開催します!! 相談料は無料です。

公証人相談

2023年2月2日(木)

(予約開始: 1月26日~)

午後1時~午後4時

場所: 金屋文化保健センター

公証人とは、住民の生活や財産などの権利を守り、トラブルを未然に防ぐために活躍する法律の専門家です。

裁判官、検察官、弁護士あるいは法務局長や司法書士などの法律関係の仕事を経験された人の中から、法務大臣により任命されます。法律トラブル対応のスペシャリストです。

公証人相談では、30分程度じっくり相談に応じます。

■相談は予約制で先着6人となります。

予約期間	1月26日(木)~当日午後2時まで (月~金の午前8時30分~午後5時15分)
申込先	有田川町社会福祉協議会 地域福祉課 TEL:0737-23-8800

■相談時間は午後1時~4時の間で30分程度となります。予約の際に時間帯をご案内します。

【相談内容例】

- 遺言公正証書の作成について
- 老後の財産管理(任意後見契約)について
- 金銭・土地建物の貸借、離婚に伴う子の養育費、財産分与など各種契約について



Let's ちょいボラ



書き損じハガキで出来るボランティア

【お問合せ】
有田川町住民活動センター
0737-23-8800

有田川町社協では、あて名を間違えてしまったり、逆さまに印刷してしまったハガキ、使わないで余ってしまった年賀ハガキ等を集めています。
集めたハガキは、郵便局で新しいハガキに交換し、有田川町住民活動センターの通信に使用したり、地域福祉事業の推進に活用します。
寄付していただける方は、社協各事務所までお届けくださいますようお願いいたします。
1枚だけでもかまいません。ご協力よろしくお願ひします。

老人クラブ通信

【お問合せ】
有田川町老人クラブ事務局
0737-23-8800

庄二老人クラブが研修会を行いました

庄二老人クラブ・新生会は11月28日(月)に権利擁護センター職員を講師に招き、研修会「成年後見制度について」を実施しました。

言葉のイメージから難しく思われがちな成年後見制度。「詳しく知らなかったが研修会を通して理解することができた」「将来のために話が聞けて良かった」との声が聞かれました。

これからもまだ知らないこと・新しいことを学んでいきたいと貪欲な姿勢を見せる新生会の皆さんです!



福祉用具等
リサイクル事業

ゆずり愛

—不用になった介護・育児用品を 今、必要とされている方へ—

譲ります!



ジュニアシート

譲ってほしい!

- ・チャイルドシート
- ・ベビーゲート
- ・ベビーベッド
- ・シャワーチェア
- ・浴槽台
- ・車いす
- ・電動カート

必要なものや、
ご家庭で眠っている
ものがあれば、
ご連絡ください!!



ゆずり愛は、社協窓口以外にメール (info@aridagawa-shakyo.or.jp) での登録も可能です。

<登録状況: 2022年12月5日時点> ※最新の登録状況はホームページ (https://www.aridagawa-shakyo.or.jp/) をご覧ください

【お申込み・お問合せ】有田川町社会福祉協議会 地域福祉課 TEL: 0737-23-8800



権利擁護センター ありだがわ 通信

けんりようご 権利擁護センターありだがわでは、^{にんちしょう}認知症や^{しょうがい}障害があっても^{ちいき}地域で^{あんしん}安心して暮らせるように「^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度」に関する^{かん}相談^{そうだん}をお受けしています。

^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度とは・・・^{にんちしょう}認知症や^{ちてきしょうがい}知的障害、^{せいしんしょうがい}精神障害などによって^{ものごと}物事を^{はんだん}判断する^{のうりよく}能力が^{じゅうぶん}十分でない方（ここでは「^{ほんにん}ご本人」といいます）について、^{ほんにん}ご本人の^{けんり}権利や^{せいかつ}生活を守る^{まも}援助者（^{せいねんこうけんにんとう}成年後見人等）を選ぶことで、^{ほんにん}ご本人を^{ほうりつてき}法的に^{しえん}支援する^{せいど}制度です。

^{こんかい}今回はこの^{せいねんこうけんにんとう}成年後見人等の^{しごと}仕事とはどのようなものがあるか^み見てみましょう！

※参考：裁判所「後見ポータルサイト」

1▶ ^{せいねんこうけんにんとう}成年後見人等として何をするか、^{なに}計画^{けいかく}を立てます。



まず、^{ほんにん}ご本人がどのような^{せいかつ}生活をしているか、どのくらい^{ざいさん}財産があるかを調べ、^{しら}ご本人に合った^{せいかつ}生活の仕方^{しかた}や^{かね}お金をどう^{つか}使っていくかなどを^{かんが}考えます。

2▶ ^{ほんにん}ご本人の^{きぼう}希望などを聞き、^き必要^{ひつよう}な^{てつづ}手続きを^{おこな}行います。



^{ほんにん}ご本人の^{おも}思いや^{せいかつ}生活を^{かんが}考え、^{ひつよう}必要な^{ふくし}福祉サービスを^{えら}選んだり、^{ねんきん}年金を受け取るために^{ひつよう}必要な^{てつづ}手続きを^{おこな}行います。

3▶ ^{かね}お金のトラブルから^{ほんにん}ご本人を^{まも}守ります。



^{ほんにん}ご本人が、^{あくしつぎょうしゃ}悪質業者に^{ひつよう}だまされて、^{ひつよう}必要のないものを^か買わされるなどの^まトラブルに^こ巻き込まれた場合^{ばあい}にはその^{けいやく}契約を取り^と消すことができます。

4▶ ^{ほんにん}ご本人の^{せいかつ}生活の様子を^{ようす}家庭裁判所^{かていさいばんしょ}に^{ほうこく}報告します。



^{ほんにん}ご本人の^{けんこうじょうたい}健康状態や^く暮らしぶり、^{かね}お金がどのくらい^{のこ}残っているかなどについて、^{かていさいばんしょ}家庭裁判所へ^{ほうこく}報告します。



^{すこ}少しでも^き気になることがあれば、まずは^{けんりようご}権利擁護センターへ^{でんわ}お電話ください。

【お申込み・お問合せ】

けんりようご 権利擁護センターありだがわ ☎0737-23-8800

【あせ合同会】

各種相談日程

- 皆さまの日常生活上の相談等に応じています。どんなささいな事でもひとりで悩まないで！お気軽にご利用ください。(秘密厳守します)
- 有田川町にお住まいの方は、どの相談所でもご利用いただけます。



心配ごと相談

時間は、午後1時～4時までとなっています。
当日電話による相談もお受けします。各事務所にご連絡ください。

1月

5日(木)

きび保健福祉センター

12日(木)

金屋文化保健センター
高齢者福祉センター(二川)

26日(木)

きび保健福祉センター
清水会館(清水)

2月

9日(木)

金屋文化保健センター
高齢者福祉センター(二川)



弁護士・公証人による 無料法律相談

相談は予約制で先着9人(公証人相談は先着6人)となります。

予約期間	相談日の1週間前の木曜日～当日午後2時まで (月～金の午前8時30分～午後5時15分)
申込先	地域福祉課 TEL:0737-23-8800



相談日程は下記のとおりで、おひとり20分程度(公証人相談は30分)となります。予約の際に時間帯をご案内します。
予約の空き状況はホームページ(<https://www.aridagawa-shakyo.or.jp/>)でご確認いただけます。

2023年

1月19日(木)

午後1時～4時

予約開始
1/12～

公証人
相談

2月2日(木)

午後1時～4時

予約開始
1/26～

2月16日(木)

午後1時～4時

予約開始
2/9～

場 所 金屋文化保健センター

弁護士 上岡 勇介 先生(予定)

場 所 金屋文化保健センター

公証人 高谷 寛 先生(予定)

場 所 高齢者福祉センター

弁護士 宮内 貴之 先生(予定)

子育てサロンのご案内

申込は必要ありません。
お気軽に遊びに来てくださいね♪



ぽっかぽか

1月4日(水) お正月あそび など

2月1日(水) 節分あそび など

【時 間】9時～11時

【場 所】金屋文化保健センター

ひだまり

1月18日(水) 工作 など

2月15日(水) 工作 など

【時 間】9時30分～11時30分

【場 所】高齢者福祉センター

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により開催を中止することがあります。

広告 福祉のまちづくりを応援します！

訪問看護ステーション
☆ ひかり

医療保険
介護保険
適応されます

様々な医療処置を得意とし、
急性期・終末期・精神科医療に対応できる看護師が伺いし、
療養生活のサポートをいたします。

TEL (0737) 23-8821 有田川町下津野850-1(笠松自動車さま 2F)
[TEL受付9:00～17:00/日曜・祝日定休]

<善意銀行>へのご寄付の報告(令和4年(2022年)11月1日～11月30日)

【現金預託】

有田川町小原
有田川町徳田
有田川町徳田

窪田 努 様
銭カエル 様
有田川町一日一善ボランティア 様

【物品預託】

有田川町 有田川町農業士会・有田川町4Hクラブ 様



ご厚志ありがとうございました

当会では、年間を通して寄付を受け付けています TEL: 0737-23-8800 (寄付担当)

【お問合せ先】有田川町社会福祉協議会

吉備事務所 有田川町大字角 75-1 / 金屋事務所 有田川町大字金屋 7 / 清水事務所 有田川町大字二川 820-1
☎0737-52-8886 ☎0737-32-9760 ☎0737-23-0838